

記者発表資料
令和4年7月16日
復興・危機管理部復興・危機管理総務課
担当：半澤，菅原，佐野
電話：022-211-3433

令和4年7月14日から大雨による災害にかかる
災害救助法の適用について

1 災害の概要

令和4年7月14日から大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、宮城県は2市町に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【宮城県】 大崎市 (おおさきし) 宮城郡松島町 (みやぎぐんまつ しままち)	7月15日	7月14日から大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

2 これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等